

第 57 回東日本医科学学生総合体育大会
任意保険について

1 任意保険とは

大会参加中（往復途上を含む）に万一怪我をした場合に総合保険制度の上乗せとして支払われる保険です。

2 保険料が支払われるのは

競技参加者が大会参加中（競技参加のための往復途上を含む）に「不慮の怪我」をし、医師の診断を受けたときに支払われます。

3 保険金額（1名あたり・1口あたり）は

死亡保険金

「不慮の怪我」のため受傷の日から180日以内に死亡した場合.....800万円

後遺障害保険金

「不慮の怪我」のため180日以内に後遺症が生じた場合.....その程度に応じて死亡保険金の3～100%

入・通院保険金

「不慮の怪我」のため、医師の治療を受け、日常生活や仕事に支障が生じた場合、平常の生活または仕事ができるようになるまでの治療日数に対し、事故の日から180日を限度とし、

入院保険金（180日まで）.....1500円/日

通院保険金（90日まで）.....1000円/日

なお、上記各保険金は、健康保険、第三者からの賠償金、生命保険金等とは関係なく支払われます。

4 保険適応外になるのは

- ・故意による事故
- ・自殺、犯罪行為による事故
- ・疫病、脳疾患による事故
- ・地震、噴火、津波による事故
- ・宿泊施設内の事故
- ・大会参加中以外の事故

など

5 加入方法

- ・各クラブ単位での加入としそのクラブの部員は全員加入となります。
- ・掛け金は1名につき一口500円（最高3口まで）となります。
- ・一度申し込まれますと、保険料支払いの義務が生じ、変更はききませんのでご加入の際はご注意ください。